

# 意見書案提出書

安全・安心の医療・介護の実現と、医療・介護従事者の夜勤改善と大幅増員を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成30年12月12日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 齋藤 光司 様

理 由

医療や介護現場での深刻な人手不足を解消し、勤務環境を改善するために、必要な人員の確保を国の責任で実行すること、また国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減を求めることについて、関係行政庁に要望する必要がある。

## 議会案第 8 号

### 安全・安心の医療・介護の実現と 医療・介護従事者の夜勤改善と大幅増員を求める意見書

医療や介護現場での人手不足はいまだに深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

看護師の夜勤実態調査では、2 交替勤務のうち 16 時間以上の長時間夜勤の割合は 43.1%、勤務と勤務の間隔が極端に短い 8 時間未満の割合が 49.0%でした。このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は 71.7%、健康不安の訴えが 67.5%、74.9%の看護師が仕事を辞めたいと思いながら働いている状態であり、問題の根底には慢性的な人手不足があります。また介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では 1 人体制の夜勤が恒常的に行われています。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007 年に国会で採択された請願内容の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

#### 記

1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
  - ① 1 日且つ 1 勤務の労働時間 8 時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
  - ② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
  - ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1 人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
3. 患者・利用者の負担軽減をはかること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月12日

横手市議会議長 齋藤 光司

内閣総理大臣	安倍 晋三	様
厚生労働大臣	根本 匠	様
財務大臣	麻生 太郎	様
文部科学大臣	柴山 昌彦	様
総務大臣	石田 真敏	様

# 意見書案提出書

全国を適用地域とした看護師の特定最賃の新設を求める意見書  
(案)

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成30年12月12日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 齋藤 光司 様

理 由

看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保する必要があることから、全国を適用対象とした看護師の最低賃金を新設することについて、関係行政庁に要望する必要がある。

## 議会案第 9 号

### 全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書

高齢化が進む中で、厚生労働省は、2025 年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は 200 万人と試算しました。しかし医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着が進まず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。日本医労連が実施した「2017 年看護職員の労働実態調査」では、慢性疲労が約 7 割、健康不安の訴えも約 7 割、3 人に 1 人が切迫流産で、流産も 1 割に達するなど、人手不足の中での過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。このような勤務環境で働く看護師は、仕事を辞めたいと感じながら働いている割合が 75.2%にも達し、辞めたい理由の第 1 位は「人手不足で仕事がきつい」が 47.7%、次いで「賃金が安い」が 36.6%という結果となっています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

全産業平均よりも低い看護師の賃金水準の原因のひとつには、同じライセンスでありながら働く地域によって初任給の格差が月額 9 万円にも及ぶ地域間格差が指摘できます。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大きすぎて看護師の賃金水準が引きあがらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。このような観点から、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項について要望します。

#### 記

- 1、看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（特定最低賃金）を新設すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 12 月 12 日

横手市議会議長 齋藤 光司

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

厚生労働大臣 根本 匠 様

財務大臣 麻生 太郎 様

# 意見書案提出書

後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成30年12月12日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 齋藤 光司 様

理 由

後期高齢者医療の自己負担の2割化は医療機関の利用を大きく阻害し、高齢者の命を縮めるものであることから、後期高齢者医療自己負担を2割にしないことについて、関係行政庁に要望する必要がある。

## 議会案第 10 号

### 後期高齢者医療自己負担を 2 割にしないことを求める意見書

経済財政諮問会議や財政制度審議会では、後期高齢者医療の自己負担を 1 割から 2 割にする負担増が審議されています。また、社会保障審議会においても論議が開始されました。

この負担増の計画に対して、老人クラブや医療関係団体から慎重な意見が相次いでいます。

高齢者の 7 割が所得 100 万円未満であり、厳しい生活を強いられています。生活を支える唯一の公的年金は減らされ続け、年金収入が生活保護基準を下回る世帯が 3 割に迫っています。後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」も今年度までに廃止されました。

医療費自己負担の 2 割化は医療機関の利用を大きく阻害し、高齢者の命を縮めるものです。

そのため、国においては、後期高齢者医療自己負担を 2 割にしないことを強く要望するものです。

以上の通り、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 12 月 12 日

横手市議会議長 齋藤 光司

衆議院議長 大島理森 様  
参議院議長 伊達忠一 様  
内閣総理大臣 安倍晋三 様  
財務大臣 麻生太郎 様  
厚生労働大臣 根本 匠 様